

2023年7月21日

各位

インフラファンド発行者名
ジャパン・インフラファンド投資法人
代表者名 執行役員 佐々木 聡
(コード番号 9287)
管理会社名
ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役 佐々木 聡
問合せ先 チーフ・フィナンシャル・オフィサー 朝谷健民
[TEL:03-6264-8524](tel:03-6264-8524)

規約の一部変更及び役員選任に関するお知らせ

ジャパン・インフラファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2023年7月18日に開催しました役員会において、2023年8月25日開催予定の第3回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に、下記記載の規約の一部変更及び投資法人の役員選定に関する議案を提出することを決議しましたのでお知らせいたします。

なお、各決議は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更の件

(1) 議案の要領及び変更の理由

- (ア) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定（これに関連する投信法等の改正規定を含みます。）が2022年9月1日に施行されたことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）第10条第9項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、本投資法人について投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされておりますが、明確化のため本投資法人の規約においてその旨の規定を確認的に規定するものです。また、この電子提供措置の導入に伴い、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるものとするための規定を追加するものです（変更案第9条第4項及び第5項関係）。
- (イ) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び改正された企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです（現行規約第35条第1項第8号及び第10号並びに第2項第7号関係）。
- (ウ) 法令名の改正に伴い、所要の変更を行うものです（現行規約第28条第2項及び第30条第2項第12号関係）。
- (エ) その他必要な字句の変更を行うものです（現行規約第28条第1項関係）。

(2) 変更内容

規約の一部変更の詳細については、添付資料「第3回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。

2. 役員選任について

本投資法人の執行役員である佐々木聡並びに監督役員である宿利有紀子及び山下玲は、2023年8月31日をもって任期満了となりますので、本投資主総会において改めて執行役員1名（候補者：佐々木聡）及び監督役員2名（候補者：宿利有紀子及び山下玲）を2023年9月1日付で選任する議案を提出するものです。また、執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名（候補者：新井潜）を執行役員の就任日である2023年9月1日付で選任する議案を提出するものです。さらに、監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監督役員1名（候補者：爲近幸恵）を監督役員の就任日である2023年9月1日付で選任する議案を提出するものです。

なお、上記執行役員候補者である佐々木聡は、本投資法人の資産運用会社であるジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社の代表取締役であり、上記補欠執行役員候補者である新井潜は同社の取締役兼チーフ・インベストメント・オフィサー兼アクイジション部長兼再生可能エネルギー部長です。役員選任に関する議案の詳細につきましては、添付資料「第3回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。

3. 投資主総会等の日程

- 2023年7月18日 本投資主総会提出議案の承認にかかる役員会決議
- 2023年8月1日 本投資主総会招集ご通知の発送（予定）
- 2023年8月25日 本投資主総会の開催（予定）

<添付資料>

第3回投資主総会招集ご通知

以上

※本投資法人のホームページアドレス：<https://ji-fund.com/>

(証券コード9287)
(発信日) 2023年8月1日
(電子提供措置の開始日) 2023年7月31日

投資主各位

東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
ジャパン・インフラファンド投資法人
執行役員 佐々木 聡

第3回投資主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に十分ご留意いただき、投資主様の健康状態をご考慮の上、投資主総会当日のご来場についてご判断いただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご来場いただかなくとも、書面により議決権行使をいただくこともできますので、あわせてご検討くださいますようお願い申し上げます。書面により議決権の行使をされる場合、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年8月24日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第93条第1項に基づき、本投資法人規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会の決議事項とされております各議案は、いずれも本投資法人規約において「みなし賛成」の適用除外とされる事項には該当いたしません。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会に提出された下記の各議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について、当該投資主様は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第14条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、投資主総会決議要件の加重及びのみなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第149条の2第1項（吸収合併契約の承認）、第149条の7第1項（吸収合併契約の承認）、第149条の12第1項（新設合併契約の承認）、第198条第2項（資産運用委託契約の承認）、第205条第2項（資産運用委託契約の解約）、第206条第1項（資産運用委託契約の解約）又は第207条第3項（資産運用委託契約の承認）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイト「第3回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人のウェブサイト

<https://ji-fund.com/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時： 2023年8月25日（金曜日）午前11時（受付開始 午前10時30分）
2. 場 所： 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
住友生命茅場町ビル 6階
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ◎ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎代理人により議決権を行使される場合
本投資法人の議決権を有するほかの投資主の方1人を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の本投資法人のウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎新型コロナウイルス感染症の国内における感染拡大の状況を踏まえ、本投資主総会において、感染拡大防止に向けた対応を行います。詳しくは後記「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期のお知らせや本投資主総会における感染拡大防止に向けた対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://ji-fund.com/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ◎運用状況報告会
本投資法人の資産運用会社であるジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」は、開催日時点の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況が不透明であるため、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎お土産
本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の国内における感染拡大の状況を踏まえ、投資主の皆様への安全の確保及び感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しております。

なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://ji-fund.com/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいませようお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することもできますので、投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様への安全の観点から、本投資主総会にご出席いただく代わりに、**同封の議決権行使書用紙により議決権を行使することをご検討ください。**
- 本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催時点の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や行政機関の対応状況、ご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願い申し上げます。
- ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- 突然の会場使用の制限等や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合がございます。本投資主総会の延期に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://ji-fund.com/>) に掲載する場合がございますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席のご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 本投資法人の役員及び運営スタッフは、マスクを着用した状態で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、必要に応じマスクの着用や会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- 37.5℃以上の発熱がある投資主様や、咳などの症状を有する投資主様は、本投資主総会へのご出席をご遠慮ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 本投資法人の資産運用会社であるジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」は、開催日時点の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況が不透明であるため、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- このほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、投資主の皆様におかれましては、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定（これに関連する投信法等の改正規定を含みます。）が2022年9月1日に施行されたことに伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）第10条第9項の定めに基づき、2022年9月1日をもって、本投資法人について投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされておりますが、明確化のため本投資法人の規約においてその旨の規定を確認的に規定するものです。また、この電子提供措置の導入に伴い、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるものとするための規定を追加するものです（変更案第9条第4項及び第5項関係）。
- (2) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び改正された企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです（現行規約第35条第1項第8号及び第10号並びに第2項第7号関係）。
- (3) 法令名の改正に伴い、所要の変更を行うものです（現行規約第28条第2項及び第30条第2項第12号関係）。
- (4) その他必要な字句の変更を行うものです（現行規約第28条第1項関係）。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条（招集） 1.～3.（省略） （新設） （新設）</p>	<p>第9条（招集） 1.～3.（現行のとおり） 4. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 5. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」という。）で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第28条（資産運用の基本方針） 1. 本投資法人は、運用資産を、主として不動産等資産（<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」という。）</u>）に定めるものをいう。以下同じ。）のうちインフラ資産等（第30条第1項第(1)号に定義する。以下同じ。）に該当するものに対する投資として運用するものとし、継続的な投資を通じて、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行う。また、本投資法人は、不動産等資産に該当しないインフラ資産等及びインフラ関連資産（第30条第1項第(2)号に定義する。以下同じ。）その他の資産にも投資することができるものとする。</p>	<p>第28条（資産運用の基本方針） 1. 本投資法人は、運用資産を、主として不動産等資産（<u>投信法施行規則に定めるものをいう。以下同じ。</u>）のうちインフラ資産等（第30条第1項第(1)号に定義する。以下同じ。）に該当するものに対する投資として運用するものとし、継続的な投資を通じて、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行う。また、本投資法人は、不動産等資産に該当しないインフラ資産等及びインフラ関連資産（第30条第1項第(2)号に定義する。以下同じ。）その他の資産にも投資することができるものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 再生可能エネルギー発電設備（<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>に定めるものをいう（不動産に該当するものを除く。）。以下同じ。）の運用の方法（本投資法人の締結する匿名組合契約等の目的である事業に係る財産に含まれる再生可能エネルギー発電設備の運用の方法を含む。）は賃貸のみとする。本項に規定する「匿名組合契約等」とは、匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。</p>	<p>2. 再生可能エネルギー発電設備（<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>に定めるものをいう（不動産に該当するものを除く。）。以下同じ。）の運用の方法（本投資法人の締結する匿名組合契約等の目的である事業に係る財産に含まれる再生可能エネルギー発電設備の運用の方法を含む。）は賃貸のみとする。本項に規定する「匿名組合契約等」とは、匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。</p>
<p>第30条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 本投資法人は、前項第(1)号から第(3)号までに掲げるもの以外の資産で、インフラ資産等又はインフラ関連資産への投資に付随して取得が必要又は有用と認められる下記の資産又は権利等に投資することができる。</p> <p>①～⑪（省略）</p> <p>⑫<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>に基づく認定発電設備に係る認定における発電事業者たる地位及び権利</p> <p>⑬～⑮（省略）</p> <p>3. （省略）</p>	<p>第30条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>2. 本投資法人は、前項第(1)号から第(3)号までに掲げるもの以外の資産で、インフラ資産等又はインフラ関連資産への投資に付随して取得が必要又は有用と認められる下記の資産又は権利等に投資することができる。</p> <p>①～⑪（現行のとおり）</p> <p>⑫<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>に基づく認定発電設備に係る認定における発電事業者たる地位及び権利</p> <p>⑬～⑮（現行のとおり）</p> <p>3. （現行のとおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第35条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法は、投信法、投資法人の計算に関する規則、一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）が定める諸規則その他の法令諸規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従い、次のとおり運用資産の種類ごとに定める。なお、外貨建取引等については、外貨建取引等会計処理基準に従い、会計処理及び評価を行うものとする。</p> <p>(1)～(7)（省略）</p> <p>(8) 有価証券（第30条第1項第(2)号①及び④から⑧まで、同項第(3)号③から⑩まで及び⑫から⑭までに定めるもの。但し、前各号に定めるものを除く。）<u>当該有価証券に市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、認可金融商品取引業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）をもって評価する。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定した価額をもって評価する。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手する。市場価格及び合理的に算定された価額のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができる。</u></p>	<p>第35条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法は、投信法、投資法人の計算に関する規則、一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）が定める諸規則その他の法令諸規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従い、次のとおり運用資産の種類ごとに定める。なお、外貨建取引等については、外貨建取引等会計処理基準に従い、会計処理及び評価を行うものとする。</p> <p>(1)～(7)（現行のとおり）</p> <p>(8) 有価証券（第30条第1項第(2)号①及び④から⑧まで、同項第(3)号③から⑩まで及び⑫から⑭までに定めるもの。但し、前各号に定めるものを除く。）</p> <p>① <u>時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券</u> <u>時価をもって評価する。</u></p> <p>② <u>満期保有目的の債券に分類される有価証券</u> <u>取得原価をもって評価する。但し、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価する。</u></p> <p>③ <u>その他有価証券に分類される有価証券</u> <u>時価をもって評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価をもって評価する。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(9) (省略)</p> <p>(10) デリバティブ取引に係る権利 (第30条第1項第(3)号④に定めるもの)</p> <p>① <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>基準日における当該金融商品取引所の最終価格(終値をいい、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値)をいう。)に基づき算出した価額により評価する。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額をもって評価する。</u></p> <p>② <u>金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、時価評価に当たっては、最善の見積額を使用するものとするが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額をもって評価する。</u></p>	<p>(9) (現行のとおり)</p> <p>(10) デリバティブ取引に係る権利 (第30条第1項第(3)号④に定めるもの)</p> <p>① <u>デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>③ <u>我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。</u>また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、<u>本号①及び②にかかわらず</u>金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p> <p>(11)～(12) (省略)</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) デリバティブ取引に係る権利 前項第(10)号①<u>又は②</u>に定める価額とする。</p> <p>3. (省略)</p>	<p>② <u>本号①にかかわらず</u>、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとし、<u>また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(11)～(12) (現行のとおり)</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1)～(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) デリバティブ取引に係る権利 前項第(10)号①に定める価額とする。</p> <p>3. (現行のとおり)</p>
<p>制定 2019年10月17日 改正 2019年12月17日</p>	<p>制定 2019年10月17日 改正 2019年12月17日 改正 2023年8月25日</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員佐々木聡は、2023年8月31日をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、本投資法人の現行規約第17条第2項の定めにより、就任する2023年9月1日より2年間とします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位及び担当	所有する 本投資法人 の投資口数
ささき あきら 佐々木 聡 (1970年4月10日)	1993年4月 丸紅株式会社 入社 開発建設統括部 2006年4月 ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会 社 出向 2012年6月 丸紅株式会社 開発建設事業部アセットマ ネジメント室アセットマネジメントチーム 長 2014年4月 丸紅アセットマネジメント株式会社 出向 2016年9月 ジャパン・インフラファンド・アドバイザ ーズ株式会社 出向 取締役 兼 チー フ・インベストメント・オフィサー 兼 アクイジション部長 2018年4月 丸紅株式会社 金融・不動産投資事業部 部長付 2019年2月 ジャパン・インフラファンド・アドバイザ ーズ株式会社 出向 取締役 兼 チー フ・インベストメント・オフィサー 兼 アクイジション部長 兼 再生可能エネル ギー部長 2023年4月 同社 出向 代表取締役社長(現任) 2023年4月 ジャパン・インフラファンド投資法人 執 行役員(現任)	0口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合、又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2023年9月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人の現行規約第17条第3項の定めにより、2023年9月1日より、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人 の投資口数
あら い せん 新 井 潜 (1975年7月1日)	2008年1月 2013年4月 2014年4月 2015年4月 2016年4月 2018年4月 2019年4月 2023年4月	丸紅株式会社 入社 都市開発部投資事業課 丸紅アセットマネジメント株式会社 出向 丸紅株式会社 不動産管理室 同社 経営企画部 エムジーリース株式会社 出向 丸紅株式会社 金融・不動産投資事業部 同社 不動産投資事業部 運営事業課長 ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社 出向 取締役 兼 チーフ・インベストメント・オフィサー 兼 アクイジション部長 兼 再生可能エネルギー部長 (現任)	0口

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社の取締役兼チーフ・インベストメント・オフィサー兼アクイジション部長兼再生可能エネルギー部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・本議案において選任される補欠執行役員については、執行役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議をもって、その選任の取消しを行うことができるものとします。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員宿利有紀子及び山下玲は、2023年8月31日をもって任期満了となりますので、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、本投資法人の現行規約第17条第2項の定めにより、就任する2023年9月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 及び本投資法人における地位	所有する 本投資法人 の投資口数
1	しゅく り ゆきこ 宿利有紀子 (1975年2月4日)	2005年10月 三宅・山崎法律事務所入所 2006年3月 あさひ・狛法律事務所入所 2007年4月 長島・大野・常松法律事務所入所 2014年9月 宿利法律事務所設立 2016年7月 高井&パートナーズ法律事務所(現任) 2016年12月 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社 社外取締役(監査等委員) 2019年10月 ジャパン・インフラファンド投資法人 監督役員(現任)	0口
2	やま した れい 山下玲 (1979年12月23日)	2005年12月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)福岡事務所入所 2007年7月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)東京事務所入所 金融サービス部 2010年8月 山下玲公認会計士事務所設立(現任) 2019年10月 ジャパン・インフラファンド投資法人 監督役員(現任) 2022年2月 積水ハウス・リート投資法人 監督役員(現任)	0口

- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者両名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合、又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2023年9月1日付で補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人の現行規約第17条第3項の定めにより、2023年9月1日より、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人 の投資口数
ため ちか さち え 爲 近 幸 恵 (1980年7月12日)	2005年10月 2007年6月 2009年6月 2017年1月	石嵯信憲法律事務所入所 能代ひまわり基金法律事務所入所 石嵯・山中総合法律事務所入所 高井&パートナーズ法律事務所入所(現任)	0口

- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・本議案において選任される補欠監督役員については、監督役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議をもって、その選任の取消しを行うことができるものとします。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案又は本投資法人の現行規約第14条第2項に定める議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第14条第1項から第3項までに規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までにつきましては、いずれも相反する趣旨の議案及び本投資法人の現行規約第14条第2項に定める議案には該当しません。

以 上

第3回投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
住友生命茅場町ビル 6階
ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社

電 話：03-6264-8524

交 通：

- ・東京メトロ東西線／日比谷線「茅場町駅」2番出口徒歩1分
- ・東京メトロ日比谷線「八丁堀駅」A5番出口徒歩4分
- ・JR京王線「八丁堀駅」B1番出口徒歩6分
- ・東京メトロ銀座線／東西線、都営地下鉄浅草線「日本橋駅」D3番出口徒歩7分



なお、当日は、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。